平　成　３　０　年　３　月
茨城県保健福祉部障害福祉課

障害者優先調達推進法に係る調達の推進等について

１　障害者優先調達推進法に係る調達について

（１）事業の目的

「障害者優先調達推進法」に基づき，障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため，障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図る。

※障害者就労継続支援Ｂ型事業所の平成 28 年度月額平均工賃 12,501 円（全国平均 15,295 円）

（２）事業の内容

○毎年度，調達方針の作成・公表　○調達方針に基づく調達の実施　○調達実績の公表

◇ 比較的取り組みの容易な名刺や弁当等の発注について，積極的にご協力をお願いします。

【市町村の主な発注例】
物品：パン（給食用・保育園おやつ），クッキー（イベント・土産・謝礼用），弁当（会議・イベント），花苗（公民館等花壇用），缶バッジ（イベント啓発品等）
役務：印刷（名刺・封筒・事業請求書・計画書），清掃・除草，ホームページ作成，チラシ等封入，啓発品袋詰

【県の主な発注例】
物品：会議弁当，謝礼品（クッキー等），花苗（学校・沿道），案内看板，ウエス，缶バッジ（景品），割りばし（啓発品）
役務：システム保守，データ入力，印刷（名刺・点字名刺・封筒・冊子），樹木剪定，除草，クリーニング（シーツ・毛布等）

２　清掃等業務委託を活用した障害者雇用について

（１）事業の目的

庁舎の清掃等業務委託の発注を通じて障害者の雇用機会の拡大を図る。

（２）事業の内容

施設等の清掃業務（公園等の環境整備的な業務も含む）については，障害者が従事しやすい分野と考えられることから，県では，県庁舎及び出先機関等（約 40 施設）の清掃業務委託について，仕様書に障害者が従事することを条件付けすることにより，就業機会の拡大に取り組んでいる。

◇ 障害者雇用の促進の趣旨をご理解のうえ，県の取り組みを参考に，委託業者選定に際しては，障害者の就業機会の拡大にご配意くださいますようお願いします。
なお，障害福祉担当課においては，企業等及び受注業者の障害者雇用の確保・維持に対して支援協力をお願いします。

【清掃業務委託において障害者が従事することを条件付けする方法】
・仕様書に障害者を清掃業務に従事させることを明記する。
・仕様書には，必要に応じ，従事する障害者の人数又は時間，場所等を記載する。
・業務開始前に当たっては，障害者従事が確認できる書類の提出を求める。

※　茨城県の庁舎清掃業務委託仕様書記載例
「清掃作業可能な身体障害者，知的障害者又は精神障害者を日常清掃業務に週１０時間以上従事させること。ただし，障害者を雇用したにも関わらず，自己都合等理由により障害者が退社した場合は，すみやかに雇用の確保を図ること。」

茨城県保健福祉部障害福祉課

障害者就労施設等への優先調達推進のための対策について

１　財務規則の解釈及び運用の改正（H28.4～適用済）

会計管理課と協議し，障害者支援施設等と随意契約をしようとするときは，金額の制限無く１人の者の見積書で処理することができることとした。

新	旧
第 157 条（見積書の徴取）関係 １　第１項本文の規定により，見積書はなるべく２人以上の者から徴さなければならないが，次に掲げるものについては，１人の者の見積書で処理することができる。 (1) 特定の者以外とは契約し難い契約をする必要があるとき。 (2) 分解して検査しなければ見積書を作成することができない備品等の修繕を行うとき。 (3) 天災地変，その他緊急やむを得ない場合で，２人以上のものから見積書を徴する暇のないとき。 (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込みのあるとき。 (5) 令第 167 条の２第１項第３号の規定により契約をしようとするとき。 (6) １件の予定価格が 10 万円未満であるとき。	第 157 条（見積書の徴取）関係 １　第１項本文の規定により，見積書はなるべく２人以上の者から徴さなければならないが，次に掲げるものについては，１人の者の見積書で処理することができる。 (1) 特定の者以外とは契約し難い契約をする必要があるとき。 (2) 分解して検査しなければ見積書を作成することができない備品等の修繕を行うとき。 (3) 天災地変，その他緊急やむを得ない場合で，２人以上のものから見積書を徴する暇のないとき。 (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込みのあるとき。 （追加） (5) １件の予定価格が 10 万円未満であるとき。

２　随意契約対象者の拡大（平成 28.10.20～認定済）

知事は障害者支援施設等（障害者支援施設，地域活動支援センター，障害者福祉サービスを行う施設，小規模作業所）及び障害者支援施設等に「準ずる者」として知事の認定を受けた者と随意契約を締結することができる（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号）。

障害者支援施設等は小規模な事業所が多く，物品等の量や納期などにおいて県の発注依頼に対応できる事業所が少ないことから，共同受注を調整する「茨城県共同受発注センター(一般社団法人　茨城県心身障害者福祉協会)」を随意契約の相手方とできるよう，地方自治法施行令に基づく障害者支援施設等に認定し，調達の拡大につなげる。

（１）手続き（地方自治法施行規則第 12 条の 2 の 3）

①認定に必要な基準を定める。
②基準を公表
③認定を希望する者からの申請に基づき認定
④認定団体を公表

（２）認定基準

別紙のとおり

茨城県障害者支援施設等に準ずる者の認定基準

（目的）

第１条　この基準は，地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12 条の２の３第１項の規定に基づき，地方自治法施行令（昭和22年政令第16 号）第167条の２第１項第３号に規定する障害者支援施設等に準ずる者（以下「認定団体」という。）の認定を行うに当たり，必要な事項を定めるものとする。

（認定基準）

第２条　認定団体は，次の各号すべてに該当するものとする。

（１）茨城県内に主たる事業所を有する法人であること。

（２）適切な業務遂行能力を有すること。

（３）障害者の自立の促進，就労機会の確保及び工賃の向上を目的に，相当数の国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第２条第２項第１号及び第２号に規定する障害者就労施設に対して，既に受注業務のあっせん又は仲介等の共同受注窓口業務を行っていること。

（４）法令等に違反していないこと。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条に規定する暴力団等に該当していないこと。

（６）税を滞納していないこと。

（認定の申請）

第３条　認定団体として認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，認定申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

（認定）

第４条　知事は，前条の規定による認定申請書の提出があったときは，地方自治法施行規則第12 条の２の３第３項の規定に基づき，２人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で，認定の可否を決定するものとする。

２　知事は，前項の規定に基づき，認定団体として認定をしたときは認定通知書（様式第２号）により，認定しないこととしたときは非該当通知書（様式第３号）により，速やかに当該申請者に通知するものとする。

３　知事は，第２条の規定に該当することを確認するに当たり，必要と認めたときは，当該申請者を訪問し，聴き取り等の実態調査を行うことができる。

（認定団体の公表）

第５条　知事は，前条第２項の認定を受けた者について，名簿を作成し公表するものとする。

（認定事項の変更）

第６条　認定団体の認定を受けた者が，認定事項に変更が生じたときは，速やかに変更届（様式第４号）により，知事に届け出なければならない。

（認定の辞退）

第７条　認定団体の認定を受けた者が，認定を辞退するときは，辞退届（様式第５号）により，知事に届け出なければならない。

２　知事は，前項の届出があったときは，その旨を公表するものとする。

（認定の取消し）

第８条　知事は，認定団体としての認定を受けた後に，第２条の規定に該当しないと思料されるときは，２人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で，認定の可否を決定するものとする。

２　知事は，前項の規定に基づき，認定団体の認定を取り消すこととしたときは，速やかに認定取消し通知書（様式第６号）により，当該認定団体に通知するとともに，その旨を公表するものとする。

（報告）

第９条　知事から報告の求めがあったときは，認定団体は知事に報告しなければならない。
（庶務）
第10 条　この基準に関する事務は，茨城県保健福祉部障害福祉課において処理する。
（その他）
第11 条　この基準に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

付　則
この基準は，平成２８年９月７日から施行する。